

獣医師の専門性の認定状況に関する報告

概要

- 獣医療広告については、飼育者等が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるように令和5年10月、獣医療広告制限の見直しを実施した。
- 見直しの中で、農林水産大臣の指定する者が認定した「獣医師の専門性」が広告可能となり、令和6年7月、農林水産大臣の指定する者として「公益社団法人日本獣医師会 認定・専門獣医師協議会」を指定した。
- 農林水産大臣の指定する者は年1回活動状況を報告することとなっており、令和7年8月、報告があったため今回獣医事審議会計画部会に報告する。

活動状況

- 1 関連規程の改正、制定
- 2 専門性認定要件評価基準の決定
- 3 認定要件確認機関としての指定
- 4 各委員会の設置・開催
- 5 専門性認定団体の認証
- 6 認定・専門獣医師協議会ホームページの設置
- 7 認定・専門獣医師データの公表（ホームページへの掲載）

以上